

## 遊漁者（釣り人）・漁業者のみなさんへ

### ★まきえ釣禁止区域等の指導取締り情報★

先ノ瀬、大島、鶴御崎及びその周辺海域は、漁業者にとって重要な漁場になっているため、漁業権やまきえ釣禁止のルールが設けられています。

そのため、下記の期間中、上記海域を利用する遊漁者や漁業者を対象に、まきえ釣及び漁業権侵害の防止に関する指導取締りを強化します。

#### （強化期間）

令和6年11月1日～令和7年1月31日

#### （指導取締り対象）

### 1、まきえ釣禁止区域違反（大分県漁業調整規則第40条関係）

#### ① 指導取締り場所

- ・大分県佐伯市鶴見先ノ瀬灯台周辺の海域

#### ② 指導取締りの対象となる行為

- ・まきえ釣（魚を獲る目的で、おきあみ、魚貝類、集魚剤などを水面又は水中にまいて魚等を釣る行為のこと）

#### 〔大分県漁業調整規則第40条〕

何人も、次に掲げる区域内では、まきえ釣漁法により水産動物を採捕してはならない。ただし、第三種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りではない。

一 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域

イ 佐伯市鶴見先ノ瀬灯台から二十八度（磁針方位による。以下この条において同じ。）七百五十メートルの点

ロ 同市鶴見先ノ瀬灯台から百六十七度八百五十メートルの点

ハ 同市鶴見先ノ瀬灯台から二百二十八度千五十メートルの点

ニ 同市鶴見先ノ瀬灯台から三百二十二度千メートルの点

〔注〕 上記海域において、まきえ釣により水産動物を採捕した場合、大分県漁業調整規則第40条違反となり、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処される場合があります。

## 2、あみ等のまきえの使用禁止区域違反（大分県海区漁業調整委員会指示）

### ① 指導取締り場所

- ・佐伯市鶴見地区

### ② 指導取締りの対象となる行為

- ・あみ（おきあみを含む。）のまきえの使用  
（魚などを集める目的で、おきあみなどを含んだまきえを使用すること）

#### 〔大分県海区漁業調整委員会告示第六号〕

漁業法第二百十条第一項の規定により、大分県海域におけるあみ等のまきえの使用を次のとおり禁止する。

- ・いそ釣りのあみ（おきあみを含む。）のまきえの使用禁止区域
  - 一 佐伯市鶴見梶寄大濶から佐伯市鶴見と同市米水津との境界に至る間（沖いそも含む。）
  - 二 佐伯市鶴見梶寄浦地蔵埼先端から同市鶴見丹賀浦女郎埼先端に至る間（沖いそも含む。）
- ・船釣り（佐伯市鶴見地区においては、浮消波提からの釣りを含む。）のあみ（おきあみを含む。）のまきえの使用禁止区域
  - 一 佐伯市鶴見宇戸島の頂上から真方位零度の線と、佐伯市鶴見と同市米水津との最大高潮時海岸線における境界点から真方位八十三度の線との間における佐伯市鶴見内（大島、高手島、小間島及び先ノ瀬を含む。）の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面。ただし、次の海面を除く。
    - 1 大島壇の鼻と立花崎を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海面
    - 2 宇土島の頂上から真方位零度の線と、同島頂上から高手島西端見通し線との間における、佐伯市鶴見内（高手島及び小間島を除く。）の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面
  - 二 佐伯市鶴見岩瀬を中心として半径千メートルの円で囲まれた海面

### 3、漁業権侵害（漁業法第195条関係）

#### ① 指導取締り場所

- ・ 共同漁業権（第1種共同漁業権）共第40号及び共第41号の漁場区域
- ・ 共同漁業権（飼付漁業権）共第99号の漁場区域
- ・ 共同漁業権

（つきいそ漁業権）共第107号及び共第108号の漁場区域

#### ② 指導取締りの対象となる行為

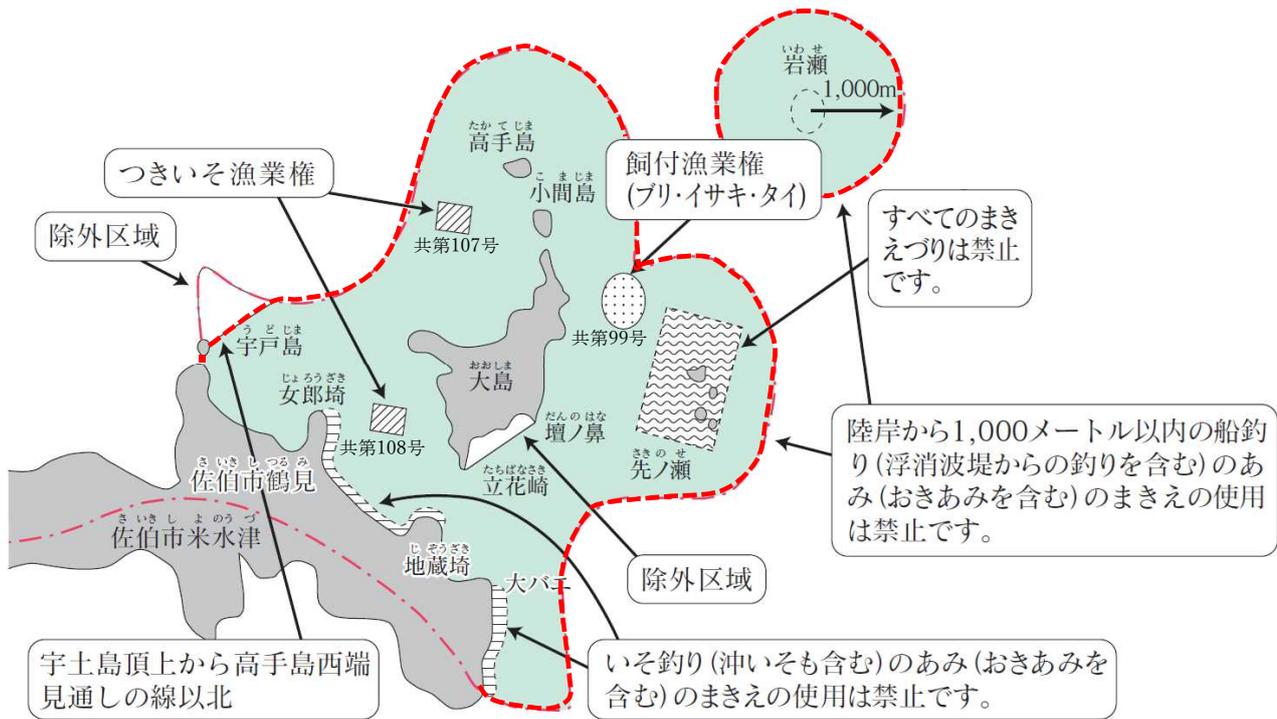
- ・ 共第40号及び共第41号内で、組合員行使権を有しない者が、当該漁業権の対象であるイセエビ、カメノテ、ヒジキなどの水産動植物を採捕する行為
- ・ 共第99号の組合員行使権を有しない者が、当該漁業権の対象であるタイ、ブリ、イサキを採捕する行為
- ・ 共第107号及び共第108号の組合員行使権を有しない者が、当該海域で魚類を採捕する行為

#### 〔漁業法第195条〕

漁業権または組合員行使権を侵害した者は、百万円以下の罰金に処する。

〔注〕 共第40号、共第41号、共第99号、共第107号及び共第108号の漁場区域内において、漁業権対象の水産動植物を採捕した場合は、漁業権を有する漁業協同組合から告訴され、100万円以下の罰金に処される場合があります。

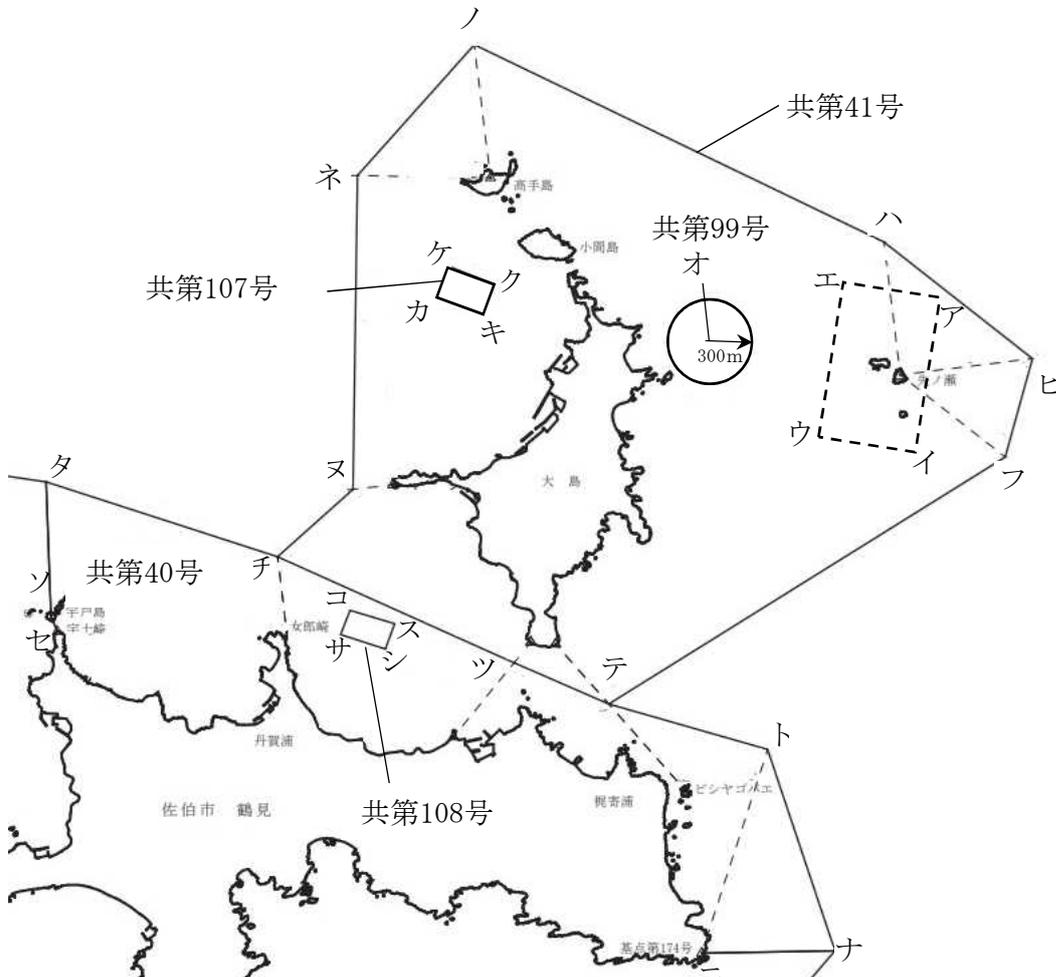
[参考] あみのまきえの使用禁止区域



※出典 パンフレット「遊漁者の皆さんへ」（大分県農林水産部漁業管理課発行）

※パンフレット「遊漁者の皆さんへ」（大分県農林水産部漁業管理課発行）を加工して作成

[参考] 共第40号、共第41号、共第99号、共第107号及び共第108号の漁場海域



※出典 大分県の漁業権（大分県農林水産部漁業管理課発行）

※大分県の漁業権（大分県農林水産部漁業管理課発行）を加工して作成

先ノ瀬周辺まきえ船釣り等禁止区域及び漁業権の基点（緯度経度数値）

点	世界測地系	日本測地系	点	世界測地系	日本測地系
アの点	32° 58.618' N 132° 06.244' E	32° 58.418' N 132° 06.394' E	ソの点	32° 57.303' N 132° 01.964' E	32° 57.103' N 132° 01.114' E
イの点	32° 57.807' N 132° 06.241' E	32° 57.607' N 132° 06.391' E	タの点	32° 57.844' N 132° 01.947' E	32° 57.644' N 132° 01.097' E
ウの点	32° 57.820' N 132° 05.612' E	32° 57.620' N 132° 05.762' E	チの点	32° 57.532' N 132° 03.057' E	32° 57.332' N 132° 03.207' E
エの点	32° 58.631' N 132° 05.618' E	32° 58.431' N 132° 05.768' E	ツの点	32° 57.094' N 132° 04.191' E	32° 56.894' N 132° 04.341' E
オの点	32° 58.392' N 132° 05.149' E	32° 58.192' N 132° 05.299' E	テの点	32° 56.924' N 132° 04.645' E	32° 56.724' N 132° 04.795' E
カの点	32° 58.574' N 132° 03.822' E	32° 58.374' N 132° 03.972' E	トの点	32° 56.734' N 132° 05.407' E	32° 56.734' N 132° 05.557' E
キの点	32° 58.513' N 132° 04.035' E	32° 58.313' N 132° 04.185' E	ナの点	32° 55.918' N 132° 05.721' E	32° 55.718' N 132° 05.871' E
クの点	32° 58.622' N 132° 04.089' E	32° 58.422' N 132° 04.239' E	ニの点	32° 55.914' N 132° 05.080' E	32° 55.714' N 132° 05.230' E
ケの点	32° 58.699' N 132° 03.864' E	32° 58.499' N 132° 04.014' E	ヌの点	32° 57.802' N 132° 03.423' E	32° 57.602' N 132° 03.573' E
コの点	32° 57.315' N 132° 03.403' E	32° 57.115' N 132° 03.553' E	ネの点	32° 59.070' N 132° 03.460' E	32° 58.870' N 132° 03.610' E
サの点	32° 57.217' N 132° 03.357' E	32° 57.017' N 132° 03.507' E	ノの点	32° 59.593' N 132° 04.030' E	32° 59.393' N 132° 04.180' E
シの点	32° 57.157' N 132° 03.571' E	32° 56.957' N 132° 03.721' E	ハの点	32° 58.779' N 132° 05.992' E	32° 58.579' N 132° 06.142' E
スの点	32° 57.258' N 132° 03.616' E	32° 57.058' N 132° 03.766' E	ヒの点	32° 58.302' N 132° 06.701' E	32° 58.102' N 132° 06.851' E
セの点	32° 57.239' N 132° 01.995' E	32° 57.039' N 132° 01.145' E	フの点	32° 57.904' N 132° 06.565' E	32° 57.704' N 132° 06.715' E